東雅

五

東雅巻之七

[illegible]









東雅巻之七

器用第七　筑後守従五位下源君美撰

尺 サカハカリ　舊事紀に国帆員衣様衣の二十一天御

量を作りて戻ス謂大小量雜器類と注せし

まてりき天御量といふ事の度量権衡の其

をいふ也けり古語拾遺には大小量といふ字をは

大小斤とよみしけり大小斤といふはこれ物の軽

重を量るものをいふに似たり　或は大一斤小一

斤といふ事にありては大小斤とは物の軽重

を量る器をいふなり　此之家の度量





権衡の始まりしハかりといふ義のもとハ令律
條名ハ稱量具を今按知長短謂之度知輕重
謂之稱知多少謂之量と説れて尺のすハ尺とぞ載
雑具を其色立成を用て尺所覽也故に各ハかり
といひきしを工匠具の其色立成を用て曲尺故に
ハかりかまといふを説しくりこそ載雑具を尺てしハ所
尺也工匠具を尺てしハ鐵尺也てふハ大宗小度代の
制に出し所之上古の時ハ凡地の長短を定むるに
歴といひ握といひ尋といふハ歴ハ境十握叙八尋度

いひしは即此也されハ八寸を咫として八尺を尋とよめり
かゝる記といひしも人ても咫【咫訓く冬？】といひしは手也
手をもて度るを握訓てツカといひしは束也掴掌を
合せて度るを握（握また拳ともかれ 字義はおなし）尋訓てヒロト云
しは廣く両手を伸て度るをいひし也（舊事記には是 内廣しいふこと）
さし古事記には八尺乃字を訓てヤサカといひしことを
上世よりいひつたへし所以義ありしなるへき天の字
を借用ひて尺を轉してサカと訓しなるへく
されは古語にサカといひしは物の種類をいひし

又してくり下の外の語は又為す語へきといひしは語へく
きえといふことも既も義不詳古語にきといひしは凡すの語をいふこと語の字
きサムて語しきふうてきりをいふは前にして用ひならひと
これこれもさしえきといふもキタといふも並へて語を
いふ也刻語らくキサムといふも
こと義なくあるへし

權

權衡ハカリ倭名類聚抄廣韻を引て錘稱之權語にハカリノ
オモシといひ兼名苑を引て銓一名は衡稱也揚氏漢
語抄にカラハカリといふて語りき稱また秤といふ鼎人ノ分
ノオモシ也衡は俗ニハカリラサオといふ也倭名抄に語せし所分
時をは全ノ義まま權懸錘也衡横木也と又為
上古の時物の輕重を量りて割いうをかりけしいはまし

伴ありし姓氏録に據るに崇峻天皇の御世に呉國
人來命之後多斎波世君之世之孫久比を　孝徳の天皇は崇峻天皇
の皇子也之五世之孫と竹葉瀬君とい日本紀に見えず　呉主より雑寶
物寄を交易せしめたる事に呉權あり天皇これを
聞てもかしこ呉主よりも力を定むりけるのと奏せ
志しかすれ尺てかり　万之はかりと　万物といふ器まかり權衡の始は
呉國より將て來されり漢語かはカラハカリとはひ
しを　民谷俗よしテンヘンとすの其所謂カラハカリ之レテンヘンと云
秤　俗よテキハといひ　輩皆の家の將せし此俗天秤俗よテンヒンといひ
杠秤俗よチキハといひ
いふものなり

千亦不借名称ニ陰詞切韻として訓は十合為也説く
さかといふ字より記注に概ハ斗十斛為也俗にトカキと
いふと註し龠合升斛此字のこと訛なる字音なるべく
又説くまた説文をしるく石十斛也注せり日本紀に千斛説く
千サカといひ万葉集に百積説くモサカといふ百石をいふ
也とおもへは凡てさるさかといふ古語には斛不並にサカと加へ
いひしと見えたり上古此所にも凡物の多かると量れる割合なる
ありし之ニ云ふといひサカといふ事も紀記にもまた不詳 古事記に
ハ天説くヤサカといひ日本紀に千斛説くチサカといひ万葉集
に百石をモヽサカといひて百積の字を借りひとつの借用

ひしほの字よろしく尺度ハ古の時に凡物の積数をハサカ
といひしを尺に云り天尺寸を積り数也斜は十斗を積
右積なり

律 リツ古の時此物の名聞えし侭ゐ其の教に律といひ
呂といふあり律呂は字讀也其字は音のみにて呂今
律管はふとまをハ俗にリツメケといふなり

暦 コヨミ我国の暦いつ世の比に始まりといふ事さだかならず
まうコヨミといふ名は續日本史には欽明天皇の御代に
百済に詔して暦易博士を召して卜書暦本其物
等と奉送せしめ也と見えしれ其事ハ見えし始なり

此より後代に至りて其のこときは国史に見えてしるされたれは
委しき事もなけれは 其事くわしきコトいひしれは詳細の義あり且又
其数をかゝふす故いひたり崇月
日時を細々にかゝえきすへし
ものとは見ゆへ似たり

漏刻トキハカリ 我国漏刻の制いつの世の比よりはしめけむ
国史にハ天智天皇の太子にておはしましし時始て新所製
製造也と見えたれハ此より始めなるへきを漏刻をトキハ
キサミとは時刻也 其制度のこと紀ハ不詳 後代に至りては
其博士を置れしかいつのほとにか刻をも用ひられしもこれも
不詳 近世中に西洋人トケイといふものをさゝけしより
其製を倣ひ製器するもの今は多くなりて世に行はるゝトケイ作と

いつすゝむ香流をたをれにきはみすをとせし日記あは計
然とあらしきうつりて出来侍明の人にして香漏を譯せし
めぐらしていかせし所ありて是は宋の制にして六十の数にしてあるの
あるくを指をて所をば時ひとつを是を考りて自ら時を
難きつれる漏のことくあらんにも是は又なし為法弟しても宗の如
ときめぐらしもいひしりたく二字まゝきぬ此は香字を
用ひざりし
かや

已上度量附暦漏刻

鐸

廿十三舊事紀ニ曰於天照尾戸にこもりたまひし時
天目一箇神鉄鐸を作り天鈿目命手に着鐸之
矛相く覆槽置而踏登 俳倡 詳斯川といふ見えて
鉄鐸後く廿十もといふを頒せしあまた捨遺

亦云なと同しきものも巫女なとの鈴を執りて舞ふ
にまた鼓なとゝいふも倭名抄に三礼図にいはく
鐸ハ今ノ鈴のことくにてなれハさなきの下さハ鈴也
「本器の始なるもいふへきもの也サナキといふハサは細
也ナキは鳴也と契沖細かなるにいへるも鐸亦鈴に
又テンといふハ百済の方言なりしかと見えけり鈴鐸にて又
といふ義詳ならねとこれも又新羅の方言なりしかも知るへし
に似たりけり　鈴とスヽといふすも鈴鐸を出し鈴なるを
象おに記しひに伴なきハことにハ名れさん
琴コト倭名抄に日本琴倭琴並に読てやまとことゝいひ

鵲尾琴又これを用ひて見えたり此名ハ日本天照尊
戸にこもりたまひし時神琴弾天香弓六張を並べて
絃と鳴させしを始まりといふ也一説ニ天兒屋命ニ始まりともいふ
まつ古の時は遊といへは琴を鳴らせしなり
とも見えたり古事記仲哀天皇
乃す奏せし所ハ琴箏琵琶新羅
琴百済琴なとこれを外国より伝来せしもの
若ハそれぞれ名つけあひし所も必其の調をわけて
けれとこれ等ハ絶たれ或人の説に琴をコトといへはヲト
といふ説の附せしひきあはし
ぬきハ音あるといひしせいまさせ徽とみれへきまをて称
と古流ハ小なりをヲといひましこといふさは鳴るの聲

さま方楽器物なれは見て此人云とコトとてつも云は必琴
也ふことはさまさまの楽を琴としるしたれは見てしりは琴と
コトといふも其器を琴とおもひしにも差ありしにもさる
我国へ唐琴を伝へし始詳ならされと伝へけらしする
難原物語詳ならさる琴は初より我国にて作れりしとも
見えたれ箏ハなし 奏聲耳也 雄略天皇紀に琴云酒
琴と注せしと見えしハ此物のこと也けんかしらさるにれ
箜篌とクダラコトといひしを此又は百済より伝りし
ものなるへし 此器は如し漢武帝の時に造りしもの
なといふ事ニ我の伝名物ニ見えし不たる数
へ有ものゝ今其
数あらん及ハん

笛ハ工夫ふ詳ならす天照大神天の石屋ニこもりまします時
天鈿女命天香山の竹採りしめて此物作りましと
云ふ也けれ 古事記ニ此後笛の事と大かた之 又元集
ｺ出门

さらハこれもまた歌舞古の世より始まりけるものなれバ
へき笙篳篥篇なれど紀にも歌舞にも終まりおはれ
おもれ　継体天皇紀に見えし新羅の国よりまいりし工人は
フは吹也工は技也竹の枝と取りて吹なりし
めつらしきいにしへわたりしもしけし笛篳篥のはしりにも路
うなうの篇なれど篇後にコマフエといふなり娘に葉を
て納ほし　加
ちるとこそ

鼓

いつにしへ義をもて詳儀谷抄に見えし鐘鼓をともに義月なり
世にいひまして及ばずなり　東国の俗に船に水を盛て其中
にいれてハしきなり麻筥と内向けて浮べ
金をさし飾を挑けて鼓のことくなりしと考ふるなり
といふこれ鼓の始也といふ也土俗の説て者しところあれとはウケ
なのウケといふこと天鈿女の作　覆槽置て踏とゞろかしし
いふ水といへりて此事にはやしけれは似たり

歌舞の字名は日神天照皇太神とおかくれし時群
神歌舞ありしと見へしかとも其事乏し
始之かまの字名を傳へし始は伎楽舞するに
傳りてなむ其を宗とし傳りてなんいふなれ
日本紀に據るに欽明天皇の御世に西蕃よりの
楽人来て伶楽上下せしめしと見ゆ又推古天皇
乃御世に百済人味摩之来りて呉の伎楽を学ひ
（今）始しか中にまうてかれを集めて始まる
を傳へて見てしは歌舞の人伎楽を傳へし始也

これ後鹿王に勅きて募役しけるにや人すくなか
らん

已上楽器

金

金 力字義不祥象形古ハ世にハ珠玉をもて寶と
金銀を寶とするせしハ後にて陰陽二行天地
まじし物に萬物の形ありと見てされハ銅鉄のこと
たくまこそ有ありしを鋳て是ハ面しくしたる
此名及てし始を日神天照大神こもりまし時天香
山の銅を採りて鏡造り天香山の銅を採りて鏡

造りしとあらせしことなれ也　是は此まゝさりて天徳二年にいたり始り
給ひて金銀のことは永く切宮居新所を御しめし給ひ
こり
初て彼の天延貴人物を始めてこれ以て旺彼
とは寛ぬまて銖しつゝ乃ち銭字天宝の御世に当
たらく萬民登稀し百姓殿富稀解銭一文ならしと
及ぶれハ此頃ひ挨拶すくさせ給ふもくらし
しされとも此の始り不解大法令村連武烈天皇なれ
位を勅をせしめて先皇の不読史にとも見へされハ
此まくも前蕩の貢銀をなく歳月ニ充られ

而あれあつべきことは天武天皇の御世に對馬の島より
白銀を貢し〔已上日本紀に見えたり〕聖武天皇の御世に陸奥国
より黄金を貢れるにより銭の金銀を作し始之元
明天皇の御世に武蔵より銅を献せしによりて元を和銅
と改められ始て銀銭銅銭を鋳て銅銭を播れ先ず
まつ始て銀銭を行ひおこなはれしは〔続日本紀〕和銅の銀
銅ともに銭幣を造られ始めてこれを持又今の
處読出て尾せて本朝史令或は見てしまさあかしく
遂にせ用意なるべしとなりて多く 凡九カ年

いふハ黄金の總名にてコガ子といふハ只黄金之事と
成ことといふハ精練之銅鉄の事にて只名と為して
是等すこし和名同し倭名抄ニ鉄一則てネりといひ纏粕
をサヒといふ鉛は青金と十てりといふて見て樋とせ
ことといふハ字義の如しさて　古語ニヤクといふと
カといひし事も詳ならず
するに竈の頭に見えたる子といふハ子りといふ語の意なりて
凡五金の屬焼煉して物をとるカ子といひしと見えたり
鉄をネりといふも煉との意をいふる百煉銅といふ
かこしし　鉛を十てりといふハ生黒なるさらハいふなり金も
物の上にして清らかならずハ十二九名にて　鉄精をサヒと
いふ事詳ならず但しサヒといふ其の鉄ならてあるまハ石
らるも

瓊 タマ

玉 タマ 無きに白氣太古の俗珠玉をぬく実と見さ
れハ見物を美る詞にはたまのぬくかなとも書き又と
ひこといひしをもしは紀も玉之旧事紀には瓊の字を借
ひらきつとて古事紀にはこれをかく記て根の字借
ひろけり日本紀旧事紀には昭従りて瓊ハ赤玉とも
いひけり越後国風土紀には八坂丹玉名細玉色青故
云ふ八坂丹玉之と見てたり又といひこといひこと紀を
ミな紀の見て文見え或ハ赤玉とし或ハ青玉とも

吉祥なりけり然あれは剱之次の價高く云形容
四徳あれは玉とは女は言也て
うるはしといひけりゆゑにまたいひこにいふりこ紀に四
事紀には吉瓊を赤色をもいふなりのあふりて瓊ハ
赤玉なりといふなれとも瓊の字は傍りひらきて
かとはす瓊を出されとおれし紅紀の晴流に四書紀
ホなりて瓊をあししなり也悲ある然勉以五風ちぬ
まは青玉之といふを玄出倭玉と廣志に見えし
かこゝ紀にみえけるの玄猨やしひぬめし古語にいひ
赤色なるのといひしまて行く光彩あり然さしてて
いひしまえて玄鬚緑の字瓊くとしいふなり
これ之説をみ此を光彩といひくこといふなり
此ハ五彩の中を交の鮮明なりけり然とえく赤色をこと
いひしらえしさりハ八坂瓊の玄百箇御統をし詠
こゑハ青赤の玉みゆあまかさしれ五緑の玉をなくは
られきハこしいひしもまし此くうれ
倭名抄に見えし玉の類多くは此字の意をとる

よびならはれハことばと釋するにも及ばん瑠璃
礼記に依れハヒイトロといふかことし此ハ是梵語也梵にハ
琉璃ひと訓て毗琉璃といふを略していふ是之 翻訳名義
集にも見えたり是今も書人の俗に雲母をキラゝといふハ斎経に
きらゝふらぬ同し
キラゝセキラゝキラゝ之ぞろみゆ音を略しすれりといふ是
并也万葉集抄ニ見へたり

已上寶貨

布 又ノ義不詳倭名抄ニ四聲字苑を引て布ハ織麻及
紵為帛也と記せり万葉集抄ニハ布の字を付ノと

よめり又は一丈ばかりのきぬありきぬ二丈を
布帛には又一のひきわ又は二丈のひきありと見ゆ
たゞのものといひことにひきといふことは此ハ諸書に見え将
今いふ布をひとひきといふは木綿を封して云ひ名とす
又木綿は紡ぎていふなり部に總之 木綿のことおもへり
イといふは民間之織りてせ幅をかさねるをいふ之 齋部紀云
要覧記云天日鷲神て木綿造りしめ倭文連祖天羽槌雄
神して文布織らしむとあれは此又しトリと読むし日
本紀には読てシツオリといふを読む也それ倭名抄には汰也

青き筋文布といふものにてさるハこれぞ我国の機絲織文
の始なりシヅリといふ字不詳シツリまたシトリといふは此俗の意あり齊頌くシツ
いふといふより訛して倭錦とも称しぬるは布織
はシツハタといへしなしとも見えしはシツとは賤しき也これぞ
倭錦の字を對しいふの事あらさるこれ一字解にて
古への所シツリといひしを寧にしたるは凡て倭文の始なり
とされは、まつ錦繡の名ありしよりこれらシツとは筋を
いふまで似たり今も東国の俗く筋をいふすなはちシツといふ
て魏志にも倭国より斑布を貢す　倭人於麻布紵布
せしにもはらをみとまてく中央也
並倭名ノ集アサヌノといふ麻はアサとも紵はカラムシ也　苧麻
れすは古の幣帛まての調布などツキノヌノとしひとの調
の語にも見えたり
古は云ふ貢ぎ物とはいへ也　崇神天皇十二年の秋始校

人民更科課役此謂男之弭調女之手末調と見へしに凡家
々之調の始也日本紀及び令式に見へし庸布は徭役のチカラヌノ
ともいふなれは古の時天下の人民田あれは租を輸し身あれは
調を輸し身あれは庸を輸すこれを調と庸とのためにて
以てまゐらする布をいひツキノヌノチカラヌノとはいひけるにて
調をツキといひ徭役をチカラといふは力役を征せられてと
税をタチカラといふも亦これに同しかるへし
又倭名鈔は庶式をしるし白絲布は今俗に手作布の
字を用ひてテツクリノヌノといへる語にして然式を引く商
布後々文字をいふ其を証しけるなりとのこと陸奥国は

上はしら志ぬるをは上作したるをいふ之を志ろおり 陸奥後三
身合紋の

絵の
調書 ニ分ノ一リノ文ノとは多絹彼国の方言にて書しるすへし

多ことにいふは多は上世には呂布也それを作布といふなるし

調と庸とは布のことを租を云て輸まて之を條あるの

彼国ともみえしまする南部よも志川へ以れはかくをいひし之

又も信名物に漢語物を引て貲布縁て廿日之ノ文とす

今按るに貲布当作帶布ニ見てサとは細也曰ニ

帛
とは糸之為に細布といふなるし 貲帶もと音はいしられと
帶布は細布之と見えれハ

今按の語はまことにへし 古語くは日ことといひしと 物をかれ

おうするいひしるる凡布を織るにハその織をかれくらく多

糸といへる
ありぬ也

帛キヌ倭名抄説文を引く帛は繒也註にハクキヌと
いふ繒はキヌ又陸詞切韻に繒帛也練はネリキヌ蒋魴
切韻に云熟絹也絁はアシキヌ唐韻に云繒似布也と註
あり此の帛註にハクキヌといふ帛字なれど繒字此訓
とあるをもいふ繒註にキヌといふ義不詳 註まゝ 又日本紀
又繒註にカトリとあり カトリは 下又見えたり 練註にネリキヌといふは熟
練なるべし絁註にアシキヌといふは麁悪にて布
に似たる故也日本紀絁亦註にフトキヌといふ此義亦同し

舊事紀に天照大神高天原中において桑蚕をもちて始めて日本に
記せられし書に蚕之名ありて紝織之業起れりとあり
されは蚕は上世よりありといへとも麻楮の類をもて白妙倭文
荒妙和妙なとを織成せるのみにて絹絁といふもの
名は見えたれとも舊事紀の説のことく上世にはこれ
蚕織絹なとはすたれたりしをとらへハ後代に及ひて弥彼詳なる
又絲なとを織出て麁妙和妙のみにもあらねは
志らへハ（絹絁紬を織するは令式等を併せてしき 紬切名紀に絹の字見えし絹とハ又といひし之）
仁徳天皇の御世に百濟弓月君率ゐ来りし百二十七縣の

秦氏を諸郡に分ち置てすなはち養蚕織絹せしめて
貢凡間りしを姓を波陀と賜ひしよし姓氏録に志るされし
これ此事也始なるべし然れとも是より先に神功皇后紀に附
新羅貢獻の物に縑絹等の名見へしハ既に彼國
絹の始なるべし 日本紀にみえたり 此等みな是に據りて見えしハ絹を
きぬといひしは韓地の方言より出て絹の字ハ音の轉し
訛れるなりといふめる垂仁天皇二年に赤絹一百疋
をもて任那王に賜ひしといへる日本紀に見へ姓氏録は
まことによりて見て絹賜ひて志るされしかと紀ハ最上の

絹の事見えし始めとハいふ事は萬葉に絁古乎絁古張捨遣
有れどもこれハ見えたれど或は史書潤飾の文にやありけむ
其うへに見えたれハ魏志に卑弥呼の彼天子にまいらせられし
ものとは倭文布のごとくにありけり垂仁天皇の
御時任那王に賜ひし事も見ゆれとこれらの物まれなるべきを
史書撰述し日にかくかきなされたるにもあるべけれ

綿

綿ハ文義不詳日本紀姓氏録古語拾遺等に考ふるに
應神天皇の御世に秦皇之後弓月君百済より
来歸りその孫浦東君の時に當りて仁徳天皇詔して
波陀の姓を賜ふ秦の字讀てハタといへり波陀といふハ多
といひしハ其の貢せし所の絹綿肌膚に軟かなるを

もろこしの姓をうけたりと見へ侍る此事を據としるは縁を
たゝしく日本といひけむ衣義ことなるを同しかるへし古徳
よはひをいひいひつたへいへす於遊せるを万葉集抄なとにあり
姓氏録に見へたる秦氏諸姓氏すへてをめく呉国のたくひ

秦

これ文あるに諸説あり日本紀古語拾遺を併せ考
へるに秦と云は弓月君初め仲哀天皇八年秦始皇
三世孝武王の後功満王来朝せり是子融通王應神
天皇十四年来朝し秦緒して率ゐ帰る百二十七縣
伯姓を率ひて帰化せし融通王也子普洞王仁徳天皇

応神代より姓賜て波陀として秦字読にハタとして良洲
之普洞王其子秦公酒雄略天皇の御世に禹豆麻佐れ
姓を賜ひき秦の字読てウツマサとして即此之融通王
一説に弓月君に依て波多にして融通王の字を読む音ハ
此外にも弓月君の字を読む訓はとくにかれ之普洞王一説
に小浦に君に依ては普洞浦にて益は読むまて字の音の
一説に弓月かれうつ百二十七縣伯姓と云しは物二十七縣
百姓の字を張写せしとそ云へけり姓氏録に二十七縣百姓と
見えたるものなり又あり日本紀古語拾遺に見えし百二十

縣の首の字のこゝろも狛の字を誤写せしなるにやいかにまれ
なにし古の時に韓といひしは馬韓辰韓弁韓これ也辰韓は
むかし秦の亡人苦役を避け来りて韓にまて遁くる馬韓
其東界の地を割きてこれをあたへつこれによりて秦韓とも
いひしを此小國の後に滅て狛におし併されしと漢人の説にはみえ
けり初秦始皇三十二年に蒙恬をして兵三十万人を発
しく長城を築しめて臨洮より起て遼東に至まて
延袤万餘里三十五年長子扶蘇して蒙恬か軍を上郡に
監せしめし也三十七年に始皇崩せられし時にはおのつから胡亥者

趙高二世胡亥を立て扶蘇を殺さしむといへ
されとも史記秦紀には二世ハ始皇の長子と
いへれは扶蘇ハ殺さしむといへれハ窮に逃れ
て東方の遠き處に居て其子孫に至りて遁
れて東方の濊狛の地に走りしものを孝武王といひ
たり扶余國は古の濊狛の地にて其人々扶余といひ
扶蘇といへるハ文相をとりて或ハ王父の名によりて
王となるハ其名となりし見るへけれと扶余と又秦韓も
なしハ彼の城の主の地扶蘇ハ又子の名に従ひ

秦なりけるのときる韓東界の地を与へて旧君を彼

属せしむ功満融通の時に及び隋散せしの地を

亡して百済に属し遂に王仁を率ひて我朝に来

れり是三韓並に百済新羅高麗倶に以て晋太康

の後辰韓の紀音絶えて見えしは秦氏我朝に来

れり然して我か令の文献に見えたる秦の字始めの

字並に讀く之を以て之を詳にす仲哀天皇の

御世に来朝せしをいふ功満王といふものを功満の字

を讀むにミトいふと同しきを融通王始二十七

縣百姓と爭ひ來れるを見てこれは功德まさらずと
志らの民これ粕重の德によりて彼父子すしこれ滅
粕し先年我あつくゆゑさきて粕德のことゝ云ふはまた
これ彼王れ爲に云ふ滅粕高麗同種なるを見て
これの高麗亦德くさきとして粕同種なる
存せるを見るれ秦姓をも又とひし萬氏姓氏
錄古德捨まて見しけれとも見へてるき於ても
見れはこれ德稱するは是ぞ說見れは女尺韓
要乃德也

絲

イト舊事紀に葦原の保食神に蠶を含ミ絲を抽くことを始しといへり又倭名抄に文字集略を引く絲はイト蠶所吐也また説文を引く縷はイトスヂ綫縷也纇はイトノフシ絲節也徒は悪絲也漢語抄にケイトといふは絲をよりといひしをいふにや抵裳緯イとは音緯く詞にてトとは細き物に字似たり凡物の細きをいひくトとはいひしなるものなり尖語くスルドといひ鋭語くトしといひ刺語くトゲといひ鋒語くトガリといふ等よりおこれる也又俗に蠶絲をスカといふも古語にスカといひしは細也スカルノタチをいふは即細太刀也スガルハチといふは即細腰蜂也スガメといふも眇目にて凡物の細きを皆今もスガルといへるまたカナといふは即獨繭絲也カナとは今紡る絲をいふなり

錦 ニシキ 義不詳 神功皇后紀に新羅王子を質として
金銀彩色及綾羅縑絹を八十艘船に載て從軍
に從はしむ これ新羅常に八十艘の調を貢る縁也
とあるに彩色の字をにしきとよめり 一万葉集
に綵色の字をにしきとよめり 此之日本紀私記に錦
の字古訓ニシキモトいふと見えたれとこれ彼由の方言
おしはかりて似たる言をあけて錦織生る始は未詳 職
員令に織部司掌織錦綾事とあれは此時既に織
始めしたる国ありといふへきにや 源氏としてこれ以

織しめられしとぞ元明天皇和銅四年閏六月挑文師を諸国へつかはし始て錦綾を織ることを教習しめられしと見えてこれよりて後大蔵省にて織物をつかさとる事令式に見えしとぞこれもまたもろこし漢人の綾女手工を召寄錦並油錦あると見えしは杜陽雑編唐土にも発せられしより織れる此事すこしつまびらかならねどもあるいはもろこしの漢武帝の時日本国王麻紵錦十端を貢しといふことを記せり歎庵續編正しく日本国より貢せしと見ゆれどもこの世は彼国の史せうにまれにてこれ布類と史にも見えしことは又綾の如し

しる文字也 新羅の文字を尼師今といひしをなかしとよめる説あり くせハしと通せり

綾 アヤ 令義解に綾者有文之繒也と見ゆ倭名抄には綾は

アヤ 野王曰似綺而細者也 考聲切韻に綾ハ呉越混白綾也

と注しあり 綾をアヤといふ事は詳に日本紀を按するに應

神天皇三十七年阿知使主其子都加使主を呉に遣

使して縫工女を求めしむる阿知等高麗に趣き導者

を乞ふ其王久礼波久礼志をしてみちびきて呉に至

らしむ工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女を得て帰れり

これよりさき二十年の秋阿知使主其子並に十七縣の人を率ひ

来帰りし事見えたり 姓氏録坂上系図日本紀等によるに阿知使主は後漢

霊帝の後なり七十七縣といふものハつきの国にあり
しといふにて詳日本紀にハ呉王婦女縫女を奉りしとみえたり
按するに先是兩晋ハ恵帝光熙元年にて呉亡びし
二十五年の後也呉王とハ孫氏をいふにあらずとおもハれ
る齋王の御事なりしめしそのは呉人に於世ニ後雄略
まゝありしまぎれたるものと見えたり
天皇十二年身狹史部身狹村主青檜隈民使博徳等
呉ニ使はさる再ひ十四年の春呉国の使及ひ呉所方
使漢織呉織衣縫兄媛弟媛等を率ゐて帰る 紫縁ふるまひ
年佐村主ハ呉孫権より出し後にて 桧前村主ハ漢孝
王肥ニ後桧前忌寸ハ阿知使主ニ後也その博徳しるす
そのハ村主の祖なり須忌寸の祖なりとを詳なるを志
られ先此青等呉ニ使はる我出の史なりしハ彼ニ
行りし宋明帝泰始二年戊午ニして此ふしてハ雄略天皇
二十二年のるも也その呉といふものハ即宋なり

呉と称しけりといひ漢語にアヤといふハ当時三韓の
方言也穴漢にアナといひしハ即是漢の字義とも同し
即今も唐人の詞のごとき八漢の字読ひすアヌといふハ織綾
これらハアナといひしハ是轉音なるなり
ハトリといふハ機織といふ詞の急呼なりハタヲリといふ文字の二字を約めて
よびぬるハトリといふ義なり
略すめなり　其の呉織といふハ呉地の工女にて
穴織とも漢織ともいひしハ漢地の工女をいひし也当時と呉を
以と漢といひしと見えたり　斯此の後ハ彼漢女が織りおこしけれハ
アヤとハ名づけいひしと見えたりまた綾とハ有文と綾
といふなれハ文の字亦綾にアヤといひたるも

綺カムハタ 倭名抄ニ蒋魴切韻ニ云綺似錦而薄者也 俗
ニはきといひ一説ニカリモノ又カムハタとも云と読せり日本紀
ニハ綺ハカムハタといひ古事記ニハカリハタとよめり
俗ニきといふて見れハ字の音也カリモといふハ一とき
さし物をよみに限るへしとも覚てれカリハタをもカムハタともいふ
ことに記並ニ譯カムハタといふハこれハタといふて新しき ところありく上下の事をあらはしてツハタの事
は倭文の語をそ見てられ或ハ日本紀ニ霞情と
そしるの此物の事也久人もえてれ
羅ウスハタ 日本紀ニハ羅をウスハタといひ紗の字をと
読むいてと亦同じ 今義解ニ羅ハ工者綺之属 織有紋文者也
と

凡て假名にては羅とよみ音といふ字には從て音射作給
志軽薄也と注したりウスハクとはウスは薄也ハクは様也
手薄きなりと云從に羅なりうすといひ字とやといふは
音とはいひし也

穀

コメ 令義解に細繒也と凡て假名にては穀とよみ
手形織る緻之如霧也織には廣韻に從文兒といふ
あまりうすきといふ也と注したりコメとはするなるを文に
粟米にとりなると云ふなり しハうすきとは壊めの文の兒と いふ民なしうすといふなり
字かつなり

縑カトリ 倭名抄に絹縑並に讀てカトリといひ釋名に云

縑細緻の絹をいへりカトリといへるはカタヲリといへる語の

急なる也さて細緻をいふ也 古語に堅き事をカタといひカタとは緻に固織といふことし

なり倭名抄に絁は𢇁縑に縑也縑のことし今按は

布帛縑名也と見えたるに今按に縑の事を讀て絁也

さらは緻き縑ときこえたれはいさゝかけぢめとしられ

まして今は細縑の字見えしと字彙に紬者大絲繒

也と釋し式にも絁細縑紬等の地見えたる倭名抄に

紬の字を收められざれは古訓のことならはいまもさだかならぬ

俗語にツムキといふよりツムキとは紡の義也

繍 ヌムモノ 倭名鈔に蒋魴切韻を引て以五色綵刺萬物形也と註せり今俗ヌヒといふ是也

兎褐 トカチ 倭名鈔に蒋魴切韻を引て褐衣以兎毛和織也とあるをトカチといふと註せりトカチとは字音をとらひし也昔は陸奥國より此物を織出せり舊説に狭の細布といふは兎毛をもつて織たるものといへり 袖中抄に

或物にいはく作りしの細布は兎毛と地の蓋にへ蓋に細き穴をあけてそれより芋をとおして出せしをそれは兎毛のつきたるにおりとひ綿のつきたく織りくうろさくこれを打てきものさせてきゆく例の芋をとして

兎の毛をはよこにすゝ也をせてあくる西洋のまに尽し
竹りきとみへたり ぬ有毛布の和ころも名かすみる所
於まいる所の名と彼国の人のいふ所を聞しるにあるなり
これ又さきの将説せしかなとかこれ等のものゝ名なるにや
而るにそれかいふはあさりされ又俗に褐源くカナキといひてく
絨を志らは誤也るうへしカナキとは絨毯と志るへし也
説目集くて絨毯源く
カナキといふすゝめてき之也

夾纈 カウケキ 倭名抄云布帛部に東宮切韻云纈は結
帛為文綵也源順曰俗云有夾花也といふてカウケチといふ
と語りもちい韋華條に纈源く五六色といふを語しすく
武文二月纈一月纈なと見へしもの此也鹿子なといふなり
許これ也 尚内本好に漢土人も本邦の鹿子と茄文殺文といふ
なり まことは何をもの見るへからす

又縑縮の字日本紀には縑 シミノキヌといひり ここ

又は絁也 ここといひ又と 其字は絁字 絁字のこと紀に書きれし

而も今の世には似く非なるもの多し あをしは ならず

其の間色の名義のこと紀多くは詳ならず

已上布帛

兎の毛を浪ものはまなりとをせしむ西洋の土に産し
猫のきとえてしらあり好き毛布の如くせ人の服すくうらくれ
羅紗といふものも彼方の人々と衣服に用ひられしおゝせ
これ又てもの毛織の緞子の名なとのきすきてさう
和のあれからふ様とあつこれ英織て綿ふくかきかいふく
倹なとまりは誤ものうゝへしかもさは値はしまるはやし
なもまる何地後
かもしうまるならん

交織かといふは本糸にて木綿東宮切絹と織は綿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東雅巻之八

器用第八　　筑後守従五位下源君美撰

冠　カウフリ　倭名鈔に冠帽條に釋名云冠を

訓じ幞頭訓じてカウフリといひ烏帽訓して

兼名苑を引く帽一名衣烏帽子俗説鳥

為烏今按烏或作鳥と訛せりこれらを據代

に制よりていひし也　古語にカウフリといひしハ

上にかゝれる義と見えたり 被蒙等の字読むに カウフリいふかごとし
齋串古来等の説に伊弉諾神の御冠の
事見えて出雲国風土記には天下造らしし大
神の御冠のことも見えたり すなはち 大己貴作 古の制
のことは紀をみなへてさらにも上にかゝれる級なりし
とは見えたり目前紀にもしるし 一書に素戔烏
神左右の髻に纏五百箇統の瓊綸并

こまひしといふ事見えたりこれを女は男女
皆珠玉をもて首飾とせしより起る
あり又式考制をも後代までも守へき事あり
雄畧天皇紀に呉使を饗せられし時
共食者を撰られ根使主に是を命せらる
にて使主の玉縵こと麗しと見えしのみ
目能之これは大草香皇子の押木珠縵と書紀にいひしそのまゝこれらの事

よりて足迦八舞の記に大己貴神被瑞
之八坂瓊而百不足八十隈に隠れ給ひしと
考ふさかし瓊ハ八坂瓊といふもの出雲風土記
に天下造りし大神の御冠と考へし
物くみ人も知りて此雄略天皇の造語じ唯有
不為恨者羽毛衣冠未得鮮麗にして給ふと
おもひしハ此ほとも衣冠の制いまし給ひぬれ

とゝいへる也推古天皇十一年冬十二月
にはしめて冠位を制せしめ玉ふ凡十二階以
当色絁縫之頂撮総如嚢而着縁唯元日着
髻華十六年秋八月隋使来る日諸王
諸臣悉く金の髻華をもちて著頭にし衣冠皆
錦紫繍織及五色綾羅を用ゆ一にいふ服色
皆用冠色と見えたり此は中古よりしく後代の

冠制の始にして彼より以前始制冠以錦
繍為之以金銀縷華為飾とせられしと
隋書倭国伝に見えたり　されと称はなくしてカウフリといひし
ともいふ説にては古代冠の事にてあれは此冠は始也
あるをはなしれて後代の冠制にまりて始まる
推古の十九年夏五月五日菟田野に猟しける
日諸臣服色皆随冠色各着髻華或金或豹

尾鳥尾と用ひ来れる 紫華ハ字鏡にウスといふ釋日本紀ニ紫華者鈿也今世插頭花家所
頭とスえたり鈿の字源く又ウスといへ又紫華といひ鈿といふを制
異なりとさりしまもあらんはれと鈞花多尾と用ひしとみえたれハ
後の插頭花のことなるにもあられも插頭花といふものを
天細女命ハ天之香山之真折を鬘とせられしとみえしす
ハさ制あくあらむやさればは飾り託しかれの名なるべきされ
ちらま 細の字を借りひらましと見えたり ウスといふ
ものことなれと
詳ならしれ 又後 孝徳天皇大化三年冠製七色
一十三階の冠を制しあひて冠を繍織紫錦を
用ゐるともく依りて縁を鈿とともくささるなと異

ましける詳なる事は日本史に見えたり五年の春又
冠十九階を改制せられ天智天皇三年の春二十六
階に冠を分制せらる天武天皇十年の夏親王以下
庶臣に至るまで始めて服色の制を定めらる十一年の
春三月位冠の制を停めらる夏六月詔して漆
紗冠を着しめらる十二年夏男女衣服制
を定めらる詔して男子者有圭冠冠而着括

緒襌と見えたる圭冠といへるの私記に反
頂をつゝむ今の烏帽子也とあるをさしてハ
これまては烏帽子をさへ正しくこれを冠と
いひけるに文武天皇大寳元年に至りて
始て新令を頒て七十八階之冠を制せらる
皆漆冠と見えたれはそれより後凡冠頒て
制此時の令より起る所也といふへし今ハ

又いにしへは紀綱なほ略冠にありされ
紀綱なほ略なる中にも志るさんとする其中の制
五尺以上は皂羅をも用ひ古位以下は皂縵
をもちひし事見えたり（義解に縵は絁の文なき繒也とみえたり）家重の冠制を
正しくあらため太古の制のまゝ紀に叙されし
古天皇の御代まで久しく廃く絶えをまく
絶にし冠を制せられ元亨のことき は金銀の

髻華を着ることハ大化の制のみなり
御代の制によれハ大宝の制のことくなれハ
上世より代々の玉旒玉纓をもちひしなるを
中世の髻華の制よりして礼冠と称すれ
髻華ハ絶えて天武天皇十一年の制
のことく漆冠を用ひられしと見えたり
礼冠の制ハことに延喜式に見えたりし

而後文武天皇の御時粟田朝臣真人唐
國へ使して則天武后に見えたり
彼國にて此國の事を記して真人冠
進徳冠頂有華蘤四披紫袍帛帶進
止有容と見えたるを考ふれハ正しく此なる
本朝の礼冠とハ此なり 唐書に見えたり 按するに粟田
親王諸臣以下ともに服する今又かしこの礼
服の事記にも深縹衣條帶等を用ひらるへし考ふるに紫袍

帛帶とも云は仏家の説なるに似たれとも
代々漆紗といひし色のことは彼是おしく
いふにも紫色なりし 幞頭の字のことは元正天皇
かしこまりしりと見えたり
霊亀二年の詔に始て見えたり 其詔は令集解に
羅幞頭を禁ずる 幞頭後脚莫過三寸など
見えたるを幞頭とはいへるの始なり 是大宝元年
詔の漆冠儀制令の皂羅皂縵為頭
巾とあるへき縁故なし 幞頭の異名

簪讀くカンサシといひ挿冠者也と注せるに今
此制の定紀にて挿頭花なと挿むさま
ありて実用にあらねは中子はなし挿
髪者也此説は巾を縫し斎め浄と注せり此
今コシといふもの也コシとは古き櫛の形を
いひしものなるを説明したる也櫛形と
いひしも櫛の形なれはいふなれは髪を挿

もとの名はクシカタといひしを櫛形と志るし
せしより後にはまた中子とも志るしたる也
舊事古事紀記には鈴の字を多く
いひまた古語には鈴をクシといひしより大隅
國風土記にも見えたり縁の字庶幾
とりて後には無尾といひてより靈龜之
詔に嬪姫後卿と見えしより以後出

此趣意に似たれは工匠ともいひつとても
職掌して工匠といひしは文苑繪此字
書をなす此道に繪の字を備へし也
とうてんさうに畫識は古法を以常とし
いひしといふなり畫師はまことに此中
此常なきはかくいひつゝ久しく又知る人は
いふへの畫師せし人絵かきて後又しふりの工匠此形
今畫世のもの形よもかくして後行業なし

こゝの見く虎画ニ尺之し虎巾ま多く　緌の字
なりまわれ
緌くカウフリノヲともおとスケともいひ又ヲイ
カケともいふ或説に老人髪落て此纓冠
使不墜故名老懸也今不論老少武官皆
用之と云へり今義解ニ繡纓冠纓之類
古氏說の緌は纓を覚し定者と云へと纓と
然ハ縄の鞋綵緣とあく纖ま多ものかとは

倭の字倭にカワリノヲとといひしをさだめ
といひしも義不祥老野といふは倭名抄
に従ひし所義有しゆゑ之これと武安の為
皇倭を用ひる事今も人々古より制之
後代に起りし事あられし物の制いふまでの比
始まるといふ事もいまだ不見あるにはとお
にしるせしすれども推古天皇十九年此

菱葉纓の事は法王諸臣の簪令及貂
尾多尾等を用ひしめられしよりおこりしハ代
そのかみて蟬をなそらへて立へつる也
漢代の制は貂蟬冠といひしハ金蟬を細となし
貂尾を珥となしたるゆゑ鵔鸃冠といひしハ鷩
鳥の毛羽をもて飾となしたるゆゑ孝徳天皇の紀にいはれ
鈿蟬の字見えたり鈿の字読てウスといふ簪華の
字を読むなり蟬の字読てカサリクシといひまつらる
を象りて蟬として簪華といひしものなることこれ漢代貂蟬
の制をうけたるものなるへきなれハ古
天智紀の貂尾の字は貂尾の字を誤写せしものなるの

緌と訛く これを正字すこと あらしとへでれ ユコルルキ
といふ名あり とウイカケは 結尾也と いひも 緌
されたいふし への シイカケと 結尾也
髪ふへりしれ

緌縁等の如ふして いふ所の ことわハ 其字義
に合へりとも 見て 縁とわし これ其字を 借用
せうおきれ 緌縁しも こを わ義に 隔へき
ことわりれ 緌縁等の字れとれと 緌は冠系之
冠之緌縫于頷下其餘垂下者謂之
緌と見へ これハ 緌れ字を 冠飾し あし 緌の字 冠系
と まるかう こしきれ ことあよ 念へ あしれ

又圭冠といふもの私記には今の烏帽子
のことゝ見えて後には是ハヤウツリといふ物の事也
詳ならね又其制の如しも詳ならね孝謙天皇
紀に鐙冠以黒絹為之と見えしもの也
不詳江帥の説には以木冠を當世に用
ゆる所のものと見えて後に漆の烏帽子と云
もの国史令式等に見えしも所見あれは

まゝユホウしるしといふ文字の音をとく
なふたるれハ後世よりあやまりを起し
私記の説のごとくむかしよみ五音ハしハカウフ
りといひしものはやまとことばを制
此国来るところは物に見えしきものなれば
見えたりすべてこれらのすゐにも紀別
に記せしものあきはまさには詳にせん

攝褒城ハ推古天皇の御時小也妹子隋朝ニ渡りける時
髪をは推髻といひてまとひのごとくに冠のうへにさし
せしをともたてしめくちやといへる様子布のひとえ
さきうとかけきくるなほさゝけうてうみくたりける
と隋帝衣服及ひ衣冠を給ひけるとぞ日本決擇記とか
いふものには推古天皇の御時より冠挿絲ひろきとあ
衣服の上衣をかれ衣裳を調へ歌るなりとぞ
元来は君臣のちがひありや漸くの昇しさま
を裸なる朝廷ありと見えたるや位し日本紀
また妹子隋朝の時唐使此国にきたり公式をいふは激
をさかゆりくしゆくしひて其文也決擇記の作は水火
をかへやしてみえたりその意をえずしてのこときを京邦
れぬまえくし旧は我今のひめぬまさわりやはだのす
のことは旧事紀古事紀なとは志あらしありし事

一　錯簡アリ数
丁ニ以煩トス

とし決擇記の頭のことをかきて段目録又之
しるし史古聞鈔などにあらん新書の人
良祐のゝのことを元正天皇の御世のころ中ま
でを経ありしより昭慧天皇御内其使を容せら
れしより根使王に嫁せしめのよくしてよしえ妹
子の名隋へまうしつ称号して往しましまうさ
らましかれは中小池は妹子の名にしてシノイモ
コとよみまうさせり或國観膀の書詞くま蘊國ちて
志ろされしとかえてさこれは彼ありつ志ろし
来れてとこえてうしれしとかえてさり隋書まてよ
く於志きるあ妹子語くシノといへる蘊の字は音
おそくすむへし小池語くラノといひて國ちの音
おそくすむへきにお池語くシイといへる蘊の字は音
まう所念くもありしかるとよひく蘊とい

次一丁八九表
舟船ノ部ノ
分註之誤テ
此所ニ入

舳は船頭也和名ニヘフナハタといふなりこれらこの經の
こゝろは舳ともへともよまれ又トモともよまれ給
られいふれ共名花經のこゝろは舳をへとよみ艫をトモと
あしさるへし經頌のこゝろは舳をトモとよみ艫をへとよみし
文選李善か注もまたこれと同しき例なり經文の意
をえたりしかれは呉の国あまりに近きに或ハ方俗の
いふ所同しかるへしやしかれは或ハ古今の文の異なる
もあるより然らんいつれ詳ならすとはいふへしまして
和書におゐて經文の字を借用ひんに一例の様あるか
経よりむかしよりへきものいかしへより用ひ来れる義經
とひしきるまゝにこゝろの字にしたかふへきまゝ是和書の
方言也日本紀舳艫の字読くトモヘといひしかしき様は徴
とひれて又之れ漢字と借用ゆまた字を用ひつ
すれ漢字も用ひきりめつことに用ゆれと読む
すなはち和書の例いひつくしたものことくすれは例也たる
へいあまた見つく縄墨の字読くスミナハといふことくなるの
縄といふ字へよりて墨の字をスミナハとよみし
めへきすなはあられ中臣被のことき必ししも御しるへし

こと四巴
きれ　帆ハ四声字苑ニ船上掛檣上進船之撈也須
へてほといふ釈名ニ或以席為之故曰帆席帆竿は
ホゲタといふ帆柱帆檣並読ホバシラといひ帆桁
帆綱並読ホツナといふとみえて今ほといふ帆洋
ホゲタとは屋桁のやうなるをいふ　舟の上せり船の名は皆これと帆
とこすのにあれは四すれて半置帆席作といふて
古流補きまでこれをまかしこれをとてをの字を借り
いふれ事しのにみえて古事記日本紀等に見えし合図
逆間小船といふも合図吹聞していふは帆席をいふて似れ
と激とる流をまのしけあれは帆これとホといふは遂くとこ
字は意をとるなりしところ勝く四久ま世にまた見えとる
かりぬへきを或説に帆竿は帆柱なりといふなり

ひしは雑方ともしく小字を呼入るゝ似つらむことよろしからの
まゝに信用ひしにやあらむ姓氏録によるに妹子臣ハ
孝昭天皇の皇子天足彦国押人命の出にて大春日朝
臣と同姓にて祖を同しくせるを江州滋賀郡小野村に
家せしよりて小野とよへる氏をなれとみえたれは何も
滋賀郡なる小野村といふわたり大津より五里ほとあり
此ゆくゑはあるへきなれは今は蒲生の小野といふあれ
をいはりと見えしこれらみへし小野毛人の朝臣の
もさ横営し北山城愛宕郡小野の里にありきり
世々続く家系の小野氏系図并に新編纂図なといふ
ものを見くしに是とし妹子臣は敏達天皇の皇子
春日皇子の裔子也といふ姓氏録にも載されし
所とは合ひて大春日朝臣とも祖を同しくせらるゝ
いつれはよりみかく誤伝しすめこして仁徳天皇

此御代に来りし百済の王仁か事は世にはワウニシ
といへり　これはいひつき古事記
に和邇吉師と書せ給へるを見て古人姓名
此二字も漢文読みなりしを　あやまりしてけれは
なりて
けり

衣　キヌ　倭名鈔に在上曰衣在下曰裳訓之
服と同しく古事記に白紗天照大
字のころもなりけり　令麻績祖白拷
神績麻今衣称白拷　此共に縁也と書けり

古語に衣服をばソといひける旧事紀古事
記日本紀等に衣の字読てソといひし也
ソといひ衣服キヌといひコロモといふことに
義集に不詳日本紀に衣裾袍襖衣服等
の字皆読てコロモといふ其中裾字読て
ソともいひ衣服読てミソともいひける
古語に皆ソといひし故に其字皆読てソといひ
し也今読てソといふは古語の称也衣をソといふ

いはゝ古し衣制の縫は皆手といふもののことくに
しれの波氏に意同しくれは名つけいふすなはち
かれ絹帛の字並に縫きぬといふ衣服に縫き
きぬといひしそその絹帛の衣とかく製しめつは
よろしきとき見えしかれ倭名鈔に或人の説にコロモ
といふはキヌモノといふかことしコロとはキヌの約訛なり
モとはものといふやうされは衣服の字コロモとも縫と
まきキモノとも縫ふれをそのコロモといひしまハあつ
こと義ありぬへく
りれし未詳袖袂リテといひしはゆゑ衣之ミな
見えたると衣まといふかことし釋名にも袖は
所以受手也と見えたり又被子ヲタモトいふなり兼

果て手本を志ちせうこと能はす通給は後名
抄袂名を引き給ふ頸也下以推頭也襟を
襟也交於前下以襟襟風定也兼膝云コロモ
ノクビといひ衽は衣前襟也ヲホクビと讀むと伝
せりヲホクヒは後の大領にて志ちせう紐なし
往古にありては皆左衽なりしを元正天皇
老三年二月始て天下百姓をして右衽を

しめされたる也襖を倭名抄に方言外は
をいへる衣襖也コロモノワキとよめる頭也
裳モ万葉集抄に裳は白衣の義といへり
又説にモスソといふはスソとは下衣之下也
字説にはこといふことといひあるは被衣なり
釈名に上曰裙下曰裳即此也 裙の字説き 裳の字のこと
襠は倭名抄に薄絹切襟をいへる腰上衣名

世俗にハカマといふを俗せり舊事紀日神御

裳を縛く御袴とみえたれとも見て日本紀にもこれ

よりしれはハカマとは脛縛也 ハキといひハクといへは脛纏之万葉集にも又古語に

てといひしれは御袴と見えけるとそ 又倭名抄にも奴袴此字揚氏

漢語抄に云サシヌキノハカマ一云絹狩袴

又ノカリハカマといふも後にも古は皆布帛

にてつくれはヌハカマといひしを後には綾なとの奴袴をもいへし

とのハするころ後はキヌノカリハカマといひし
ものこれ也賤者の袴のよれ義にはあられ
布れ字ヌしいふ事は上の布れ説よ
見ゆぬの字強てやつこといふすへおほし説也 これを天武天皇
十三年詔ニ見えし括緒袴の遺制とすへし
括緒とくくるといふは古語にくくりといひし也
見ゆれ 入ケ也りんを民俗の強を貴き人まてもちゐられ
ゐな
是又齋宮記古事記褌字強てハカマといふ
倭名鈔ニは方言注ニ袴而無踦謂之

褌　注にスヘシニ七ノともチイサキモノともいふを注

せしこれ後世の制にしていにしへ之　倭名抄犢鼻褌三字を

注して楊氏漢語抄を引きて袴は七ノシ又ノタフサ

キと注しけり日本紀にも犢鼻の字注してタフサキと

いふ義不詳今も邊地の俗褌をタフサキといふは古

き訓遺れるなり按するにタフサキとは塞の義

まや大にして股にきかすして入る褌

にてはきものゝ上をなかくおほふと始きてすはまき

背子カラキヌ　倭名抄に襅也などいへり背子は

カラキヌ形如半臂無腰襴之袷衣也といひ

隋ニハ煬氏漢流によりて背子婦人表以錦
為之領巾ははじめ婦人項上飾也と注せりカラギヌ
之後ニ克割して唐衣より出る也領巾ことを
以後来及切韻ニ披領巾也と注し延喜式ニも帔
字読てヒレとしるしたりされと天武天皇十一
年詔ニ膳夫采女等之手繦肩巾並莫服と
見え 肩巾読也 延喜式祝詞ニも比礼見え伴
比巾ニ同し

果䙬きをれ伴男靫負伴男劔佩伴男伴ノ
男の八十伴男なと見えたれは古くヒレといひし
ものゝ婦人の餙をいひしはあられヒレのすたれ甲冑の具よ
見ゆ袢見えたり又倭名抄よ袖の字唐韻をひく
女人を袂衣也漢語抄よアコメキヌといへり注
より説文六書故等の説のことわりて見よ
なほよ衣との袂よきを衣を袖といふと見えたり

婦人の袙をあこめといひしはいかなれはアコメといふ義
は不詳 袖なりしこれ男女ともに用ひられしと見えし衣
をいへり 家書にしてアコメキヌといふ也 文武
とはあれは女のまとひの姿なりといひし例あり
女の事なれは女人のことにきぬとかさぬる事も
なきにしてはさ衣れなきをアコメ染めと
いひしにアコメとは古語に重をといひしにあれ
にアコといふ事釋れは小児之とはせし訛 米と
といひしも只女之
又齋頌に袙は女の襠の上にきる下衣也
ウハモといふと見えたり 萬葉 草子 されと推古天皇

十三年の記ニ諸王諸臣ニ命して襟を著
せしむと見えて襟の字詳ならすといへと
天武天皇十一年の詔ニ襟をころもと訓め
るハ又大宝の令ニ親王諸王諸臣
礼服ハ二紀縁縁縁色ハ紗襟あり
條名ハ手ヌ釈文を引きて襟ハ謂之褾襟
上ハ衣之領くうハさしといふ諸ありて又婦人

此後とのいひけはあれ ウハニヒとひウハモと いふは其語の略也し
ウヘしヒラエヒと
いへる義詳ならず

第三十七 古語にタラシといひしハ帝也といふ事

古事日本紀等に帝の字読てタラシと
いへるタラシとは無之言を続ひ遠てといひし
之後これをミヒといひし義詳ならず
舊説にはエヒとは帝の名にして又さ通ははミヒといふ
又エヒの如訓之んもあれはエヒとは延無尾ころれも

結髪の日取紀ニ結帯御帯に結孫とも
さむく結帯とはアヒと結ふ御帯とはアエヒと
結ひエヒといふを結ひエヒとは元来此名し
御之オヒといふを結ふ密めるといひしとみえたりさ
らはオヒとはエヒの略語なりとみえたり結
谷沙ニ度合をいはく大帯合挟一云博帯
着紀組帯也華帯合捷正まりれ其不附

金玉名角ヲ爲名革帶其總名也繂

帶ハカラ川ニ鹿韋ニ纖絲爲帶也といふ

是ハ此ノ革帶ハ綫ニ玉帶石帶なといふ

ものありて繂帶と讀ハ車綫なといふものの

類と見てよろしかるへし

アラウクことれ打むりの鹿韋ニ激

いしといふ

屐

屐 クツ 俗名ハ鹿韋と同く草曰屝麻曰

屨 草曰屐 並ニ綫ニクツといふ 襪ちこ也

クツ靴はクワクツといふ從セリクツの義不
詳シタクツといふクツの義不詳シタは下也
ケトいふは靴の字古く用ゐ之 古語にクヽツといふ入て義也といふ也
を仰くの義はそれなるへしツといふは詞
助なるへし倭名抄に今按ずるに人以
鹿皮為半靴名曰多奥宜く庚令等皮履
ル並皮の字をおもふへしとみえ楊氏漢語抄と
いく縁鞋はサシカイノクツといひ韓鞋はシカイ
ノく繍鞋はカトノクツ今按ずるに俗人シカイ
といふ麻鞋はヲクツ 錦鞋はキンカイといふ從セリ
糸のセンカイといひシカイといひキンカイといふかたも凡は

答、此字のむかしよりこれのタヒといふみちの足当
内の野沢度会にまうくこゝを名付しにはあつこれ
古画の旅人、鹿皮の半靴をはきしものを絵く多し
とはまさしく足うきタヒとは旅也けの旅の異
名なるよりてタヒクツと倭名抄衣服類其字
といひしとみえたり
未詳、訓悉く偽りて義亦疑ふへし。今こゝにのせ
それか中一二の釈をもて、其物をはしてこゝに附しぬ
袍の字、日本紀崇神紀に読てコロモといひ
と倭名抄には楊氏漢語抄をと引て

ノキヌ一州にして朝服着襴し袷衣也と
注せり古の制ハしらす只されと日本紀
に見えし所れとも紀ハにて袍者表衣之通
称ある也義ととれす之倭名鈔にみえし而
れとも紀も今の制にハかしくちかふものと
見えたり褄の字ハ紀にも允恭天皇紀にハ
褄とコロモとよみたるを倭名鈔にハ衣令と同じ

アヲシと読ミてアヲシといへる襖子字也
きぬなとおもひしならんも又後代の制ニ
まうくいひしなる儀制令に位襖也義解ニ
は襖を襴ノ衣と見へたり倭名抄ニ襴
衫の字楊氏漢語抄云ハくスソツクノコロモ
一訓ニホシノコロモといへり天武天皇
十三年詔ニ男女並衣服者有襴無襴及

縫掖長袖任意服之其會集之日着襴
衣而着長袖唯有男子者圭冠而着
袷褚禪とあり襴の字縫くスソツケといふ
を襴衣といふものは即依名称れ襴衣はし
く今の直衣といふものハさま制なる縫字
縫くとモといふは古語にとといひしは間也モと
いひしは對之上下をもいふ也左右をさあ

右開まくに対し縫込の義なり
見ゆ領組とトンホウなといひを縫入れホタンなといふ
之トンホウとは衣服と切ことといひし之ボタンとは
西洋掛釦帯止の方言　又御襟御縫等の字
此帳しるす
縫合御次は御襟の具にして御襟頭
をムカハキといひ御縫とは胡式の脛巾をいひ
をハヽキと読むもあれと今は衣裳礼服の
腰脛巾等にして御腰帯は最服脛巾令

衣不足揚也と義解には志るせりムカハキく
いふは白脛巾といふことく両股にかくる故
むかはきといふ脛着る義なるへし
俗名行騰垂足具也しかるをこゝに冠服具の
おしてこれを書るは秋にいたさする行[illegible]の
をは今こゝに詳にす俗名行騰と云字義を川
く節は板長一丈六寸闊二寸厚五分也

無着息信至天といふを注せり天と云義詳
ならねと信と云字は負のことなるよし注せ
むかしより無信の木は名をもとむ也しかと
これ迄は字書に稱して梅は漢語にて佐久
木といふ尾韻にて梅木下為前也といふをは注
せられ洪之 梅のうは 後に詳也 扇語くアフキといふ也
風を扇く也義なりとそ 家云の扇はすれは漢ゆして 奇玩とさなしとき大入見えたり

檜扇なとにもちゐる也　蝙蝠綬くハ千八といふ
かれてもちたまはん
はこも制の鞶也としるすなるへし
鞶綬くハしく云は龍尾有ていふ也なるへし
制の娘をとめて作りしなるへし遊ても名
ときゝしまゝにて又玉佩綬くハムモノといひて佩
物く綬綬くりとしるは組也糾纏と組く
佩玉を貫くといひし纉綬也るを事也れとく

四声字苑を引て總舊而蔓也と注したる糸総
乃纓なといふなるへし今俗に総流といふも
此は纓なるへし といふこころ也 總總をフサといひ蒋魴切韻
を引て聚線成束也と注したる古説拾遺よ
上古に時麻をフサといひしよしみえたり、さる
えまりく此名ありともみえたれ
已上冠服

帷

カタビラ倭名抄屏障具釈名云帷

囲也以自障囲也読てカタヒラといふ所以

まとカタヒラといふ義に詳倭名抄帳幄具温室経浴洗須衣を湯帷衣

並読てユカタヒラといふと注したり又倭名抄大帳子帳

子合せとおもしろて幄の字読てカタヒラと云ものありてこれら

此名義詳ならね又倭名抄にみえし幕一名とよめるも

字には書之又巾ヒラハリといふも周礼注に幕

幔曰亦巾之类也幄アゲハリといふハ小女説よ

霞帳何之幄云義也幔てタラて多くいふ也敷
式理幔之義也幔トハりといふ几帳巾幄之類
とハりといふ穴秋冬ハ帳張也といふ義ニよれ
ハ夏冬ハ小帳四計之義ニよりてトハり
といひしま春に八帳をはるといふ誤也
し字の音をかしてたる從來讀て各ヱノ
といふ也

簾スダレ 倭名抄ニ云 簾ハ編竹帳也
俗にスダレといふ是なり 古ハ俗凡竹をも
て作れるものをスダレといふ 簀俗にスノコといひ簾俗にスリといふごとし
ダレとは云之

衣架ミソカケ 倭名抄ニ云 爾雅注の椸も衣
架也といへるを以して衣架 俗にミソカケといふ
ミとは衣也 カクは懸也 今俗衣桁といふ也

れ歟之

衾　フスマ　フスマとは臥也さらは縁之臥して著る縁にをといへる義読にて古語にてといへるによりて此義といひし成り　万葉集に出り

枕　マクラ　日本紀私記に臥頭をまくらとは云高之眼同しえへたりいへるあるへき読文に枕も臥不薦首ともえるれハ首を義之

けむりたえてのこるとはみなかたしといふことし
かことはまろちら首かいふ也ちれは元これいらぬ物して
ねてとひこといふさ語くことひ所語くこし
いふこれ之かとこれおもしいひしかるは力もといふ
りこうしてことはめとかをいふ
語をハ合せくよひしこ

茵

シトネ褥名訓ハ茵又茵褥とは此ある也
ニクといふハ毛席名也と語せりされは
茵褥並ニ語くシトネといふシトネとよれシ文

一此鴨通用して下ニ定むる誤也　俗ニ中後トいふ字ハ中トいふ字ハ
ふると
いふ

氈

カモ　俗名称之　此字ハ誤也　毛席也
通してカモといふハ誤也　日本紀ニ　氈　氍　通して
アリカモといふ氈ハ毛ある席ニて裏ニある
又俗名称之　毯也　毛席　氏名如字　誤也
これは字ハ氈織物ニて織ル也之

集韻云 毲ハ他罽也と注し 韻書云 毹氀 毼也と注
しされは並てこれ席にも席のこと 毹氀 をカリカモ
といへり 西域の方より出たれは 毲 をカモと
いふにも有へき歟

筵

ムシロ 倭名抄に 説文にいふ 筵は竹席之 唐韻
又いふ 薦席也 注云 ムシロといふ 薦は唐韻
又いふ 席也 注云 コモといへり 注しかり ムシロ云は
ムシロはてこれ 狩猟之古語 筵とは 一ことをいふ 御
座敷家とよへることを注せしよりこそ 之には 詞也

と日本紀に絁也一疋といひし臣此方の
紀に太子をしるせしは貫智波之尼八年と
敷き伸べ絁尼八重をこそ上に敷異つゝし
見えたる貫智といひしは海驢也絁といひしは栲布
之さるは古の寝筵にて薦禮之おもてなり
を畳ゝして補設けをといひ畳といひ
志りし席薦以上紀をまき畳とはいひし

之家室の長といふものは既見周礼の遂人制
又異るにあらす俗名錯誤の説を
汁とて蔚は園草稗也洲尾は象形といふ一則は
ロヲフ久といふも漢にしてロウラフ参といふ家君澤
或人の説にロウラとは藁らうフ久とは蓋也藁を
かく作る形の象蓋のごとくなるをいひ
今俗に硯蓋といふものこれなりこれ硯匣の蓋之
廣蓋といふものはかくこれ衣箱の蓋なりロウラフ久とて
いふものをもつて藁にて作りしものの蓋にて多く作り
とかくむかし土民のわらにてこれは地をロウラフ久と

といひ又よこかきていふものともいふ又なかまいふなり
別に案ありしかれとも人しれぬといひし
此道ゆかしや
あやかるへき

几

几 ヲシマツキ 天武天皇紀に群臣に几杖を賜ひける
を賜られ几杖二字を訓合せてヲシマツキと訓む
之倭名抄にも几は訓ヲシマツキといひ今按此
座有服器也名所出未詳見えて或に為
案とし或は一物となれとも名義も未詳

床トコ　書紀ニ高皇産霊神真床追衾
をもて皇孫を覆ひ給ひしといふ事見えたり
日本紀私記によるに是といふは褥衣の類なり
床は臥床をいふなりトコとは止處之義なり
又楊氏漢語抄を引て呉床讀てクレトコとし
又胡床讀てアクラといひて呉床胡床の類なると
是呉床にてクレトコは呉國の制より出し也胡

麻にては胡麻の割にあるをはしアクアといふ
はたしきにはあられアといふは挪くクアといふを
些也みえ日本紀に陸些路くウチアクを井れと
いふことし古えには珠薦胡麻志波薦胡麻
なしわつらしす日本紀にみえて
胡麻はもと支那の支那
はれ今信く麻れ
というものなく
已上蔬類

鏡

中にも我国は古の初より天鏡尊といふお

はしましゝを尺(斎部記に)伝へ伊弉諾の神

白銅鏡作祖天糠戸神の造れる八咫鏡

といふあまたある(斎部記曰)是也天の八咫鏡の縁

神霊の一つとして中にしは天照大御神

物まつりて宗廟にも最尊としも名高

此の紀斎部記説きおかれたるを云ふ

まて賤きもの也祝とも字なしも大せつをかへ
りし也此外と字果ありとも又悪外字ハ皆男もいひ
なり字具字字紙学の比也しかくすへきは此外究
とえてかくも也の芝翅あるとかゝやくあるは古
これきもの之語をかゝこしいふも氏第しるしこそ
あくして又別にあらせし
ものかれもこそは賤を革ちめ也 倭名抄は假借切
能をと引く語を照人面者也語くかゝこそといふ
とかしきも語義は倉くカミカタといふも語
あり語のと念ちとめありかいふもの

櫛

クシ　伊奘諾神並ニ素戔嗚神ノ湯津爪櫛　治古花爲ノ云　櫛ろしいふもの見えたれは記紀ノ書（田の古事日本）　国史ヲすへくよのへしきものこめ

クシといひしハ義詳ならす續日本紀ニ並則

久志といふの見えたり櫛とクシといふも並之

萬に見えたる実物ニて櫛比といふはよのつね

倭名抄ニハ　櫛　讀てクシと云　櫛　梳枇總名也

梳は俗に梳讀てホツキクシといひ篦は旨刺梳讀て

サシクシといへるも俗語なり

嚴器カヲリヒ又倭名鈔に嚴器は俗に鏡箱筥

此二字を用ゐよと注せり 筥の部にいれたり 倭名鈔

容飾具に雜粉讀てへにといふ箋注なれ

倭名鈔に紅粉としるし 赤也 燕便赤 不以着頬也

と注したり さらば紅とは色也 こゝには赤色を面頬及び唇

爪甲の色を染

く赤うしむる 粉讀てシロキモノといひ又白粉は

字を都くて縦く ハフコといふもこ也とは白

粉れ字の音れ粉せし也 シロキモノといへり今俗にオシロイ とよめは之粉の字万葉集に

をしろいこと讀みて古語には ことにいひしハ丹をとれといひし

又はおしろいをとも ことといひしはことは粉をといひし

はふことは今俗にハラシロイ といふ字のみ也 黛ミユスミ 説文ニ

黛は畫眉墨也 釋 アマヨリク 俗に晴綿

二字を用ゆ 墨歯ハクロメ 今婦人黒歯具云

鉄刀ハサミ 鑷子ケヌキ也と混せり

手巾タノコヒ 夕ハ手之仝也拭之今俗ニ

手拭と以テ最敬之俗名似ヲ（巾箱者壺

手巾之寫也俗ニ打乱匣と以テ手のこひ巾

箱ヲ打乱匣と以テ義未詳名ニ似

匜 ハンサフ 俗名似ヲ説文ニ引ク匜ハ柄中有

道可以注水之寫也或説ニ有柄半挿其

内故呼為半挿也俗ニ楾字ヲ用ルハ非也

未詳と須しなり

盥 タラヒ 倭名抄ニ説文を引て盥ハ澡手也 揚氏漢語抄ニ澡盥 読てタラヒと云

然ハ手洗二字を用ゆと須しなり

浴斛 ユフネ 倭名抄ニ揚氏漢語抄を引て浴斛 読てユフネといふ 須なり ユハ湯也フネハ凡木をくりぬきて横なる船のごとき

と呼ひくつふねといふ是酒槽とサカフネといひ
ろ槽とミフネといふなかよ死ニ為之まて備
名称深沼具して深酒手也沼洗
身也といひたり今俗ニ深沼といひくサウヤク
うし深車といひくサフツとすることを死セし
其の将記せたり
蒸爐ヒトリ俗名称て蒸爐讀くヒトリといふ

古のヒトリといふものは即今の香爐なり

俗には火取の字を用ひしなり 又方言に頌を引く火取也

タキモノヽコ今薫物也といへるは今俗に

フセコといふものゝ フセコとは衣をフスヘカコといふなるべし

火爐 ヒタキ 倭名抄に揚氏漢語抄を引く

火爐 読てヒタキといふ 民家の火所などいふものなり

火舎 読てヒカシといふを俗に炭 読てスミと

いひ灰漉くハイとは以炭の灰を墨の汁也

是をいふハイ云ふ字の義成べし

燈燭 トモシビ 令義解曰油火為燈燭火

とあり燭也と見えたり倭名抄に四声字苑

を引て云照曰燈燈燒曰燭並読てトモ

しびとは以云を見せりトモヒは万葉集に燭火

と書せり此之はき光を照らく清せり

すみつしびの義之 トモシ火 トりの物語 これ何也 これは何事之
とは火之体とも也とトモス をいふ此は義也 又倭名抄云燈心須
とくトウシミといふは、と字音の転也
燈盞讀くアフラツキといふ燈械讀くしもす
字音のことくおして而以為燈盞也とは
しるう アフラツキといふアフラは油也ツキとは 古語にて器をいふの名也今俗にアフ
ラツキといふもの古他稱讀くトウカイといふ 燈械
またくいふす訛なるへし

油謂くアフラといふ涅槃経の胡麻子を
熬て搾押すときは油を出ることを得といふ
されはアフラとはアフルといふ語の轉也
しかりアフルは炙之なる故熬といへるごとく
油は燈籠語也と字書のごとくにして
古録式燈様のこと化も無種之筐なり、
り竹簾之令挾傍者以錬紙篝盛火照

水者といへる湯しるかたりの義詳ならね
も所には燒とかといひしより竈の所に見えたり火
を燒く竈是なりといへり似たり
因に延喜式の松明に合撰續松なと見えし
後俗にタヒマツといふこれのタヒは平火也
伊勢從神湯漆爪柳丸松枝を束ねて
京炬となされしを見れはその始

籠

三齋宮記は源古老籠行を記して大目

簾籠と作るまをは竹籠とかたこといひし
也古の組をは四間六間と定めし日数組
又は無目六間と定めれは簾籠
といひ廿間と定めし日本組をは無目六間
と定めぬれはまたりは簾籠といひ六間と
いふその目ありと目のさしわたしの
全く同しくなれはこれ故ニといひし物を

コムルの義也されば篭の字亦讀てコムル
とよみし事讀てカコといひしは竹篭之
カコといひタケといふは桃籠之カといふ書を開
くちうち作ス夕
名といふ頭とあり夕ケといふ語を合せ略語はカ
といふ書ところ之

箱

ハコ倭名鈔に楊氏漢語抄を引て蘯笥
筐皆讀てハコといふハコといふ義は洋柳筥
なといふものあり又木竹等を以て作りてハコと云

ものなとゝ僧名也又も箱と行器の起
又蔵しはハ二といふかはすこれ行なきて
候也そのよ嫁かくこれも風流の筋なる義
又ありとは見えすゝ蓋ほくつ文といふ六鶴
説又二つの茶なく名の蓋をしにて抱ぬきとは二
いとなりなといふすみえこれもて直指わ
これをきくフタツの字ともの冊にし

所謂塞といひしと見えたり

厨子 ツシ 倭名抄又諸書にも字書にもなし

く辭兎云厭をいふきて堂櫃は厨子別

名にと傳へたるも古の時はあるま

夕チヒツともいひし我国厨子のなれは是

邪ル書にも見えし事あり

櫃 ヒツ 倭名抄ニ蒋魴切韻を引く櫃は似

厨子上開闔之名也俗に云櫃韓櫃杣櫃

小櫃なとの名あり又源氏には古の歌をかきて筥にいれる事を記

し具ふるといふもあり大中小文武を其櫃

にいれていにしへより世にしろしめす事をしるせし事なり

此櫃とは詞也是又古く櫃といひしにや

机

机はまた案の字を用ひて又同し俗名机又臥類

をあけて机と案とはこれをいふ也とことはり

ツキの將之古の俗爲を呼ひてツキとい

ひしもの多し五尺枝也之卿あすれ

人の股ありてくるり給ひて

已上帳御類

夜而上開國家也儒主家禮禪推和推
小根笠の名ありて注しそ吉の此を地を荒
ろ異てとしと是とのあれ大珠文武を前枝
代ろ白九豪族議しつこえ兆以乙つとは
人の縁飯米仁詞日まてをくを放牧とらの
札九日紫の紫崇竹土兄不殺罪にも儀倍を朱緑
ゆまへ也荒れ人女業の唐深見いかくば後す吉花


H+K 2
GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart
15.01.2002